

# 第2章

## 防衛大綱と防衛力整備



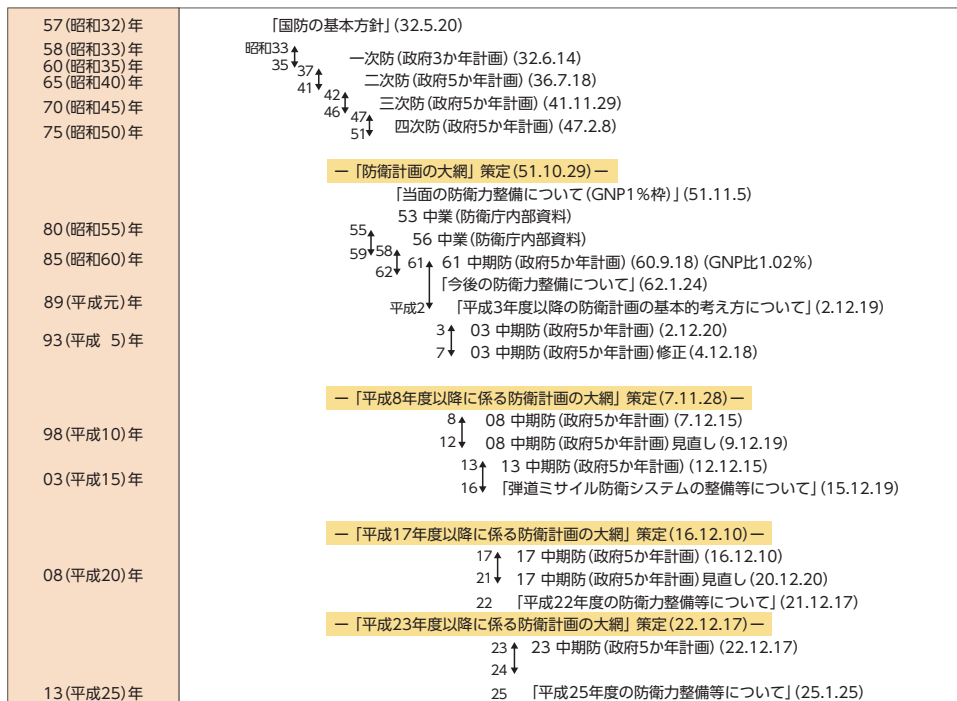
自衛隊が各種任務を適切に実施するためには、護衛艦や航空機などの装備品を取得し、部隊の運用体制を確立する必要があるが、これらの防衛力整備は一朝一夕にはできず、長い年月を要する。そのため、中長期的見通しに立った防衛力整備を行う必要がある。

このため、政府として、昭和52年度以降、「防衛計画の大綱」(防衛大綱)を定めて、わが国の安全保障の基本方針、わが国を取り巻く安全保障環境、防衛力の意義や役割、さらには、これらに基づく自衛隊の具体的な体制や主要装備品の整備目標の水準といった防衛力整備の基本的指針を示してきたところである。また、大綱に示された安全保障の基本方針や防衛力の役割などを踏まえつつ、大綱が目標とする自衛隊の体制や主要装備品の整備水準を着実かつ計画的に達成するため、昭和61年度以降は中期防衛力整備計画を策定し、5年間の経費の総額と主要装備の整備数量を定め、同計画に従って、各年度の防衛力整備を実施しているところである。

防衛大綱は、その時々安全保障環境などを踏まえ、76(昭和51)年、95(平成7)年、04(同16)年および10(同22)年の4度にわたり策定されてきたところである。しかしながら、わが国周辺の安全保障環境は、近年、一層厳しさを増しており、このため、本年1月25日に、政府として防衛大綱を見直し、年内に結論を得る旨の閣議決定が行われた。現在、防衛省としては、副大臣を長とする委員会を設置し、防衛力のあり方に関する検討を行っているところである。(図表Ⅱ-2-0-1参照)

本章では、第1節において防衛大綱の変遷などを説明し、第2節において22大綱見直しの検討状況について説明する。また、第3節において平成25年度の防衛力整備、第4節において防衛関係費、第5節において宇宙、サイバー、海洋などのグローバル・コモンスの安定的利用などについて説明する。

図表Ⅱ-2-0-1 これまでの防衛力整備計画の推移



第1節

# 防衛大綱と中期防衛力整備計画

## 1 防衛大綱の変遷

### 1 51大綱

51大綱は、70（昭和45）年代のデタント<sup>1</sup>を背景として策定されたものであり、①全般的には東西間の全面的軍事衝突などが生起する可能性は少ない、②わが国周辺においては、米中ソの均衡的な関係と日米安保体制の存在がわが国への本格的な侵略の防止に大きな役割を果たし続けるとの認識に立っている。

その上で、わが国が保有する防衛力については、①防衛上必要な各種の機能を備え、②後方支援体制を含めてその組織および配備において均衡のとれた態勢をとることを主眼とし、③これをもって平時において十分な警戒態勢をとりうるとともに、④限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処することができ、⑤さらに情勢の変化が生じ、

新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行できるよう配慮されたものとする事とされた。51大綱で導入した「基盤的防衛力構想」は、このようにわが国への侵略の未然防止に重点を置いた抑止効果を重視した考え方である。

### 2 07大綱

07大綱は、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、国連平和維持活動や阪神・淡路大震災への対応など、自衛隊に対する期待が高まっていたことなどを考慮して策定された。

07大綱は、わが国の防衛力整備がそれまで、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白

図表II-2-1-1 防衛力の役割の変化

	51大綱	07大綱	16大綱	22大綱
防衛力の役割	災害救援等	より安定した安保環境構築への貢献 - PKO、国際緊急援助活動 - 安保対話、防衛交流等	国際安保環境改善への主体的・積極的な取組 - 国際平和協力活動の本来任務化 - 安保対話・防衛交流	グローバルな安保環境の改善 - 国際平和協力活動への取組 - 軍備管理軍縮、能力構築支援 - テロ対策・海上交通の安全確保等
	侵略の未然防止・侵略対処 (限定小規模侵略独力対処)	大規模災害等各種の事態への対応 - 大規模自然災害・テロ - 周辺事態	新たな脅威・多様な事態への実効的対応 - 弾道ミサイル - ゲリラ・特殊部隊等 - 島嶼部侵略 - ISR、対領侵、武装工作船等 - 大規模・特殊災害等	アジア太平洋地域の安保環境の一層の安定化 - 防衛交流、域内協力 - 能力構築支援
		我が国の防衛 - 侵略の未然防止 - 侵略対処	本格的侵略事態への備え (最も基盤的な部分を確保)	実効的な抑止・対処 - 周辺海空域の安全確保 - 島嶼部攻撃 - サイバー攻撃 - ゲリラ・特殊部隊 - 弾道ミサイル - 複合事態 - 大規模・特殊災害等 ※本格的侵略事態への備え (不確実な将来情勢変化への必要最小限の備えを保持)
	<b>【基盤的防衛力構想】</b>	(基本的に踏襲)	<b>【多機能で弾力的な実効性のある防衛力】</b> (基盤的防衛力構想の有効な部分は継承)	<b>【動的防衛力】</b> (基盤的防衛力構想にはよらず)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織・配置において均衡のとれた態勢を保有</li> <li>限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処</li> <li>災害救援等を通じて国民の民生安定に寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「限定小規模侵略独力対処」との表現は踏襲せず</li> <li>防衛力の役割として「我が国の防衛」に加え、「大規模災害等各種の事態への対応」及び「より安定した安全保障環境の構築への貢献」を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際安保環境改善に主体的かつ積極的に取り組み得るもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種事態に対して実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安保環境の一層の安定化・グローバルな安保環境の改善のための活動を能動的に行い得るもの</li> <li>多機能で弾力的な実効性のある防衛力を発展させたもの</li> </ul>

1 米ソ間における平和共存と対策を謳った「基本原則」宣言などの一連の東西冷戦の緊張緩和をいう。

となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」に基づいて行われてきたとした上で、これを基本的に踏襲している。

一方、防衛力の内容については、防衛力の規模や機能を見直すことに加えて、「わが国の防衛」のみならず、「大規模災害など各種事態への対応」や「より安定した安全保障環境への貢献」など様々な分野において自衛隊の能力をより一層活用することを重視するものとなっているのが特徴である。

### 3 16大綱

16大綱は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などの新たな脅威や多様な事態への対応が課題となる中、わが国の安全保障および防衛力のあり方について新たな指針を示す必要があるとの判断のもとで策定された。

16大綱は、①わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともにその被害を最小化すること、②国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること、の2つを安全保障の目標とし、そのために「わが国自身の努力」、「同盟国との協力」および「国際社会との協力」の3つのアプローチを統合的に組み合わせることとしている。

その上で、防衛力のあり方については、防衛力の存在による抑止効果を重視する基盤的防衛力構想の有効な部分は継承するとしつつ、「対処能力」をより重視し、新たな脅威や多様な事態に対応できるよう「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」が必要であるとした。

### 4 22大綱

22大綱は、①わが国周辺において、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させていること、②軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にある中でシームレスに対応する必要があること、③多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっている中で、軍事力の役割が多様化し、平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあることなどを踏まえ、策定されたものである。

このため、22大綱は、今後の防衛力について、「防衛力の存在」を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「防衛力の運用」に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行える「動的なもの」としていく必要があるとしている。このため、22大綱では、即応性、機動性、柔軟性、持続性および多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとしている。

この「動的防衛力」の考え方は、自衛隊の活動を通じて防衛力の役割を果たしていくことを主眼とする点に特徴がある。

参照▶ 資料7・8・9

(図表Ⅱ-2-1-1・2参照)

## 2 中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）は、22大綱に基づき平成23年度からの5年間における防衛力整備の方針や主要な事業を定めた計画であったが、22大綱の見直しの開始に伴い本年1月に廃止された。あわせて、平成25年度の防衛予算の編成にあたり準拠となる方針が閣議

決定されている。

なお、22大綱の見直しの開始とあわせ、今後の中期的な防衛力整備計画について検討の上、必要な措置を講じることとされている。

参照▶ 資料10

図表II-2-1-2 防衛大綱別表の変遷

区 分		51大綱	07大綱	16大綱	22大綱	
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	18万人	16万人 14万5千人 1万5千人	15万5千人 14万8千人 7千人	15万4千人 14万7千人 7千人	
	基幹部隊	平素(平時)地域に配備する部隊	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 中央即応集団	中央即応集団 1個機甲師団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊
	装 備 主要	戦車 火炮(主要特科装備) (注1)	(注2) (約1,200両) (注2) (約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊  機動運用 地域配備 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群 (地方隊) 10個隊 6個隊 2個掃海隊群 (陸上) 16個隊	4個護衛隊群 (地方隊) 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 (陸上) 13個隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊  6個潜水隊 1個掃海隊群 9個航空隊
	装 備 主要	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約60隻 16隻 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 22隻 約150機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)
		戦闘機部隊	10個飛行隊 3個飛行隊	9個飛行隊 3個飛行隊	12個飛行隊	12個飛行隊
		要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊	10個飛行隊 3個飛行隊	9個飛行隊 3個飛行隊	12個飛行隊	12個飛行隊
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊	3個飛行隊 -	3個飛行隊 -	3個飛行隊 1個飛行隊	3個飛行隊 1個飛行隊
	地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	
装 備 主要	作戦用航空機 うち戦闘機	約430機 (注2) (約360機)	約400機 約300機	約350機 約260機	約340機 約260機	
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊 (注3)	イージス・システム搭載護衛艦	-	-	4隻	(注4) 6隻	
	航空警戒管制部隊	-	-	7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊	
	地对空誘導弾部隊	-	-	3個高射群	6個高射群	

(注1) 16大綱までは「主要特科装備」と整理していたところ、22大綱では地对艦誘導弾部隊を除き「火炮」として整理

(注2) 51大綱別表に記載はないものの、07以降の大綱別表との比較上記載

(注3) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備または航空自衛隊の基幹部隊の内数

(注4) 22大綱においては、弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする、とされている。